

野々市市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

(第3期計画 令和5年度～令和9年度)



令和5年3月

野々市市
社会福祉法人 野々市市社会福祉協議会

野々市市長 粟 貴 章



本市では平成25年3月に「みんなで支え合い 声と心がつながる元気なまち のいち」を基本理念とする第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画を市社会福祉協議会との協働で策定し、「参加」「支え合い」など4つの基本目標をもとに、これまで様々な取り組みを行ってまいりました。

少子高齢化や核家族化が進む中、福祉のニーズは益々多様化・複雑化しており、加えて、近年の新型コロナウイルス感染症や、頻発する災害から、安全・安心な市民生活を守るためには、行政の果たす役割はもとより、地域のつながりが不可欠であると感じております。

こうしたことから、第3期の計画では「安心」というキーワードを基本理念に加え、これまでの取り組みの充実を図るほか、市内の連携をより一層推進するための組織体制を整備し、市民協働による「地域共生社会」の実現を目指してまいります。関係機関をはじめ、市民のみなさまの一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

社会福祉法人 野々市市社会福祉協議会 会長 岡田 晴彦



市と一体となって進めてきました「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、平成25年3月に策定し、以来5年ごとに評価、見直しを行いながら、時々の課題解決をめざして取り組んでまいりました。

特に、第2期の計画中は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会・経済活動の制限が余儀なくされ、生活困窮、社会的孤立、子どもの貧困、児童や高齢者及び障害のある人等への虐待など様々な課題に直面しました。さらに、災害対応などにおいても地域の支え合いの大切さが見直され、福祉分野への期待が一層高まった時期でもありました。

私たち社会福祉協議会では、これまでの計画の基本的な考え方を継承しつつ、第3期計画では、ますます多様化・複雑化する地域の課題に対し、市民・行政との連携を一層強化し、包括的・重層的に対応してまいります。

計画策定にあたり、ご協力いただいた策定委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご意見ご協力いただきました多くの皆さまに深く感謝申し上げます。

目 次

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要 ----- 3

- (1) 地域福祉とは 3
- (2) 計画の目指す姿 4
- (3) 計画の位置づけと期間 5

2. 野々市市の地域福祉の現状と課題 ----- 6

- (1) 野々市市の地域福祉の現状 6
- (2) 第2期計画の評価 9
- (3) 現状と課題の整理 11

3. 計画の内容 ----- 13

- (1) 基本理念 13
- (2) 基本目標 14
- (3) 計画の体系 15
- (4) 計画を推進する上でのポイント 17

4. 施策の展開 ----- 18

5. 計画の推進体制と進捗管理 ----- 40

- (1) 推進体制の整備 40
- (2) 進捗管理の方法 41
- (3) 指標の設定 42

6. 資料編 ----- 43

- (1) 計画の策定経過 43
- (2) 市民アンケートの概要 43
- (3) 計画策定委員名簿 44
- 用語解説 45

困った時の相談窓口一覧 ----- 裏表紙

1. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要

(1) 地域福祉とは

「福祉」と聞くと高齢者や障害のある人等への福祉サービスの提供をイメージする人が多いと思います。しかし、私たちの暮らしの中では、行政の福祉サービスのみでは支援できない様々な困り事が増えてきています。

例えば、地域でこんな困り事が起きています

高齢者って
ゴミ出しが大変・・・



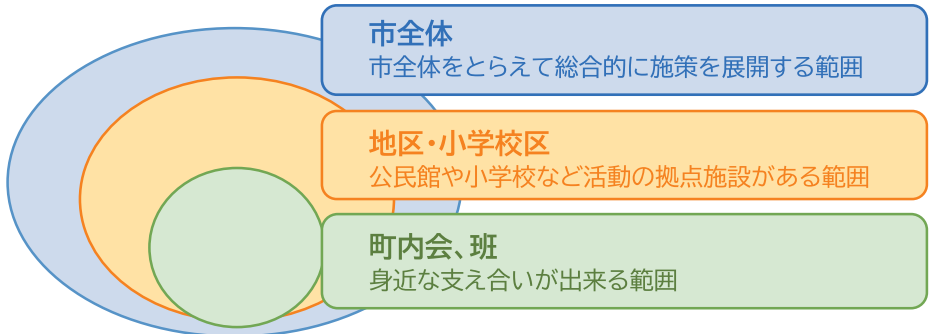
災害が起きた時、
支援が必要な人は
どうなるの？

子育てが不安で
悩んでいます



このような地域で起きている様々な困り事を解決するには、市民、事業者、社会福祉協議会、行政など、野々市市に関わるすべての人が共に考え行動することが大切です。「**地域福祉**」とは、このように市民のみなさんが地域の困り事を**自分事と**考え、地域のいろいろな団体や事業者、社会福祉協議会、行政などと連携し、**共に**つながり支え合うしくみや関係を作っていくことです。

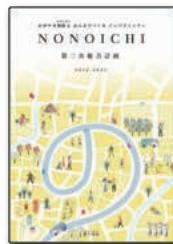
さらに、地域福祉を推進していく時には、活動の取組内容によって、地域を以下の図のとおり3つの範囲に整理し、事業や活動ごとに、効果的な範囲を考え進めていきます。



(2)計画の目指す姿

本市では令和4年度から『野々市市第二次総合計画』がスタートしており、「市民協働のまちづくり」「SDGsの推進」「野々市ファンの拡大」を基本姿勢に、各施策を進めています。

本計画においてもこの基本姿勢に基づき、市民が共に支え合い、誰もが生きがいを持って自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」の構築を目指していきます。



野々市市
第二次総合計画

「地域共生社会とは」

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと

SDGs (Sustainable Development Goals (=持続可能な開発目標)) は、2015年の国連サミットで採択された国際目標です。17の目標(ゴール)と169の指標(ターゲット)からなり、地球環境や経済活動、人々の暮らしなど、あらゆる分野で「誰一人取り残さない」という考え方のもと、持続可能な社会の実現に向けた取り組みが求められています。

本計画では、以下の6つの目標を重点的に推進します。



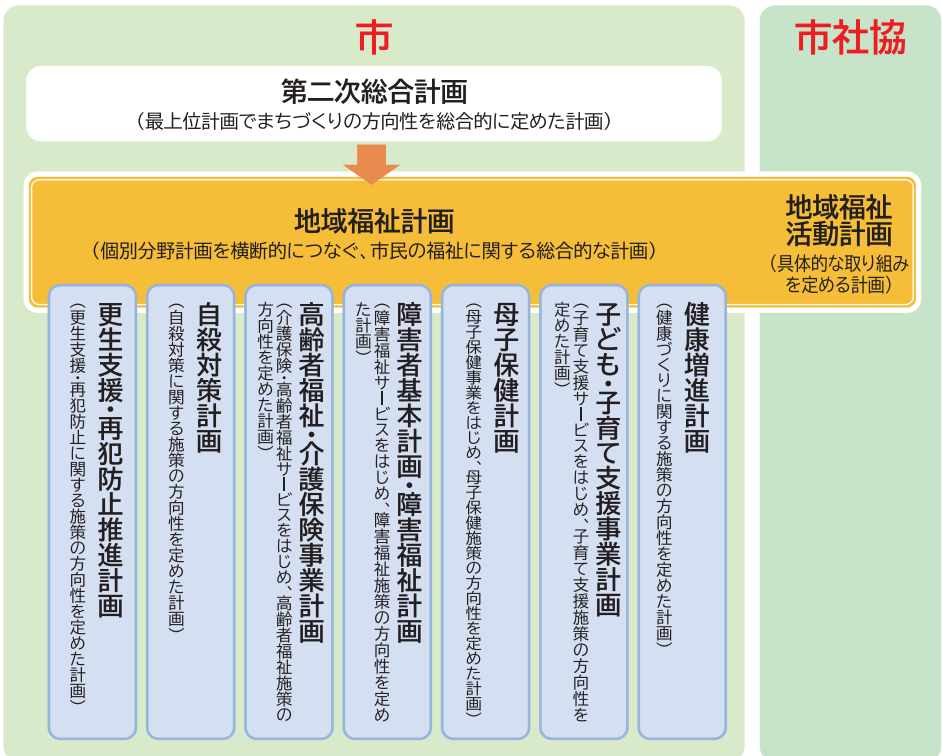
(3) 計画の位置づけと期間

本市では、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一体的に策定することで、互いに連携・補完し合い、地域福祉を地域全体で推進していくことを目指しています。

地域福祉計画は、「第二次総合計画」を上位計画とし、福祉分野の関連計画と連携しながら、地域福祉を総合的に推進するための理念・まちづくりの方向性を野々市市が行政計画として策定するものです。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の理念・目標を共に実現することを目指し、野々市市社会福祉協議会の具体的な取り組みを示すものです。

第3期となる本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。ただし、地域の状況の変化や福祉制度の大きな改正などがあった場合は、計画期間中であっても随時必要な見直しを行います。



2. 野々市市の地域福祉の現状と課題

(1) 野々市市の地域福祉の現状

① 地域の支え合いや助け合いがより一層必要となります

令和22年の高齢化率から、人口の4人に1人が65歳以上となることがわかります。(図1)。本計画策定時の市民アンケート(以下:市民アンケート)結果では「地域住民が支え合い、助け合う関係が必要だと思うか」の問いに対し、「必要だと思う」「あった方がよい」と回答した人が第1期の10年前から変わらず9割を超えています(図2)。しかし、第二次総合計画策定のアンケート(以下:総合計画アンケート)では「住民が支え合って生活していると思うか」の問いに対し、「そう思う」「やや思う」と回答した割合が5年前と比較して減少しています(図3)。

地域の支え合いや助け合いが求められる一方、支え合いを実感出来ている人が減っている現状です。

図1 野々市市の人口と高齢化率の推計

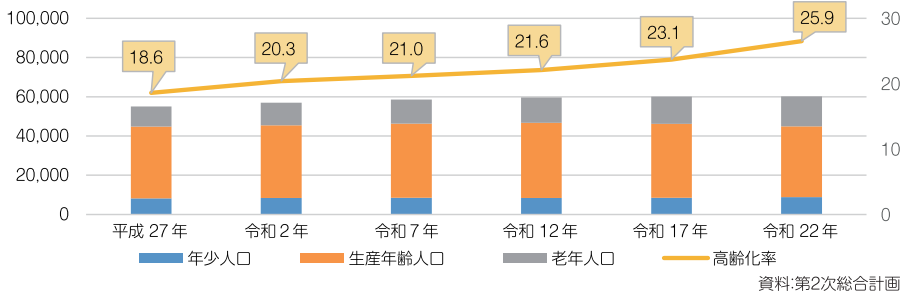


図2 地域住民が支え合い、助け合う関係が必要だと思うか？

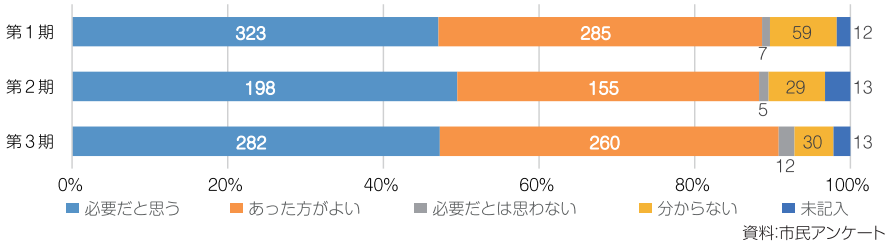
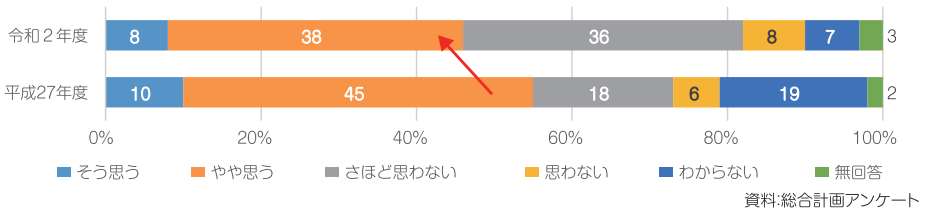


図3 住民が支え合って生活していると思うか？



② 地域活動は感染症の影響や担い手不足等で減少しています

市民アンケートから、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて地域活動が減っていることが分かります(図4)。また、「地域活動における問題点は何と考えるか」の問いに対し、「活動する人の確保が難しい」「中心となる人が高齢化している」「住民の関心が低い」「コロナにより地域活動が減っている」との回答が多くなっています(図5)。

今後、地域活動を進めていくためには、課題に対応した取り組みが必要となります。

図4 地域活動に関して、新型コロナウイルス感染症の影響により変わったか？

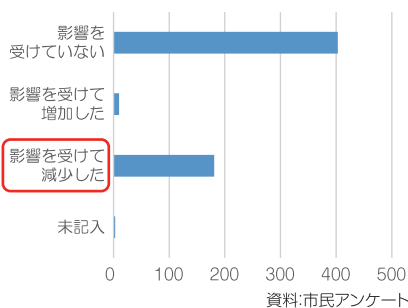
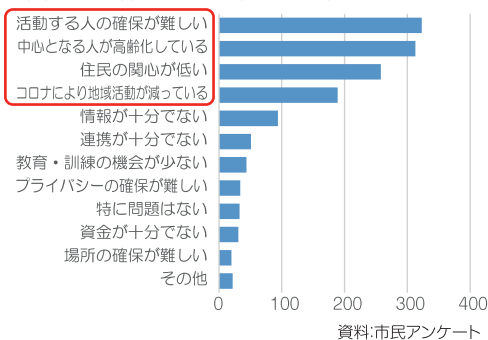


図5 地域活動における問題点は何と考えるか？



③ 除雪や災害時の支援が求められています

市民アンケートにおいて、「地域住民から受けたいと思う支援や協力は何か」の問いに対し、「除雪の手伝い」「災害時の避難支援・安否確認」との回答が多くなっています(図6)。総合計画アンケートでは、「災害に対する備えが出来るか」の問いに対し、「そう思う」「やや思う」の合計が5年前と比較して減少しており、災害に対する備えに課題があることが分かります(図7)。

図6 地域住民から受けたいと思う支援や協力は何か？

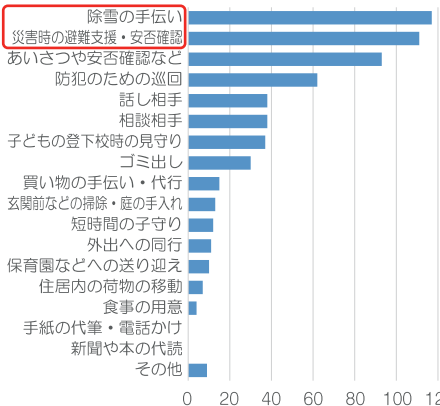
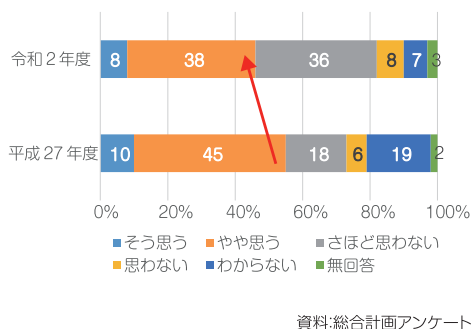


図7 災害に対する備えが出来るか？



④ 相談窓口の連携や身近な相談場所が求められています

市民アンケートから見た市内の各相談窓口の認知度は、地域包括支援センターと子育て支援センターは他の窓口より広く知られている一方、開設して間もない障害者基幹相談支援センターや子育て世代包括支援センターはあまり周知が進んでいないことが分かります(図8)。

また、「どのような相談窓口であれば相談しやすいか」の問いに対し、「他の機関と連携し、適切な窓口を紹介してくれる」が一番多くなっていますが、「地域の身近な場所で気軽に相談ができる」や「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」との回答も多い状況が伺えます(図9)。

図8 知っている相談窓口は？

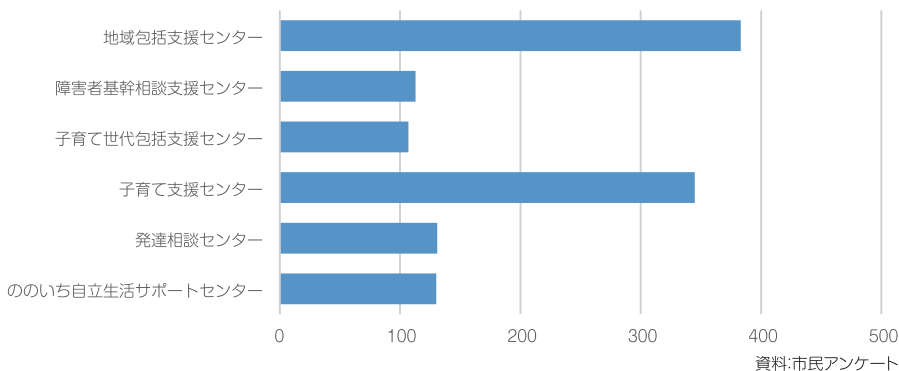
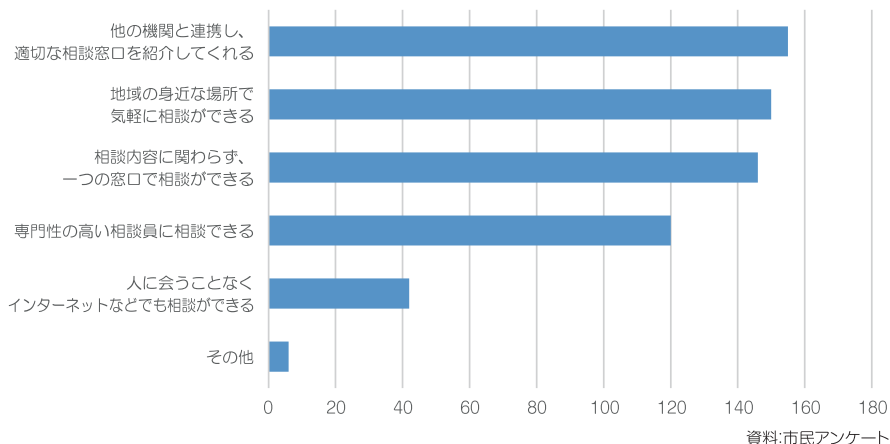


図9 どのような相談窓口であれば相談しやすいか？



(2) 第2期計画の評価

野々市市地域福祉計画・地域福祉活動計画評価委員会（以下:評価委員会）において、第2期計画の令和3年度の評価を実施し、計画の総括としたところ、以下の結果を得ました（図10）。

事業評価については、基本目標ごとの取り組みを、AからFの6段階で評価しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により中止した事業を除いては、おおむね達成できているものの、災害時における支え合いなど、見直しが必要な取り組みがあります。

図10 第2期計画の事業評価まとめ

	基本目標 1 市民としての第一歩 みんなで「参加」しよう！		基本目標 2 みんなでサポート「支え合 い」のまちをつくらう！		基本目標 3 みんなが「つながるしくみ」 安心のまちをつくらう！		基本目標 4 声がきこえ、顔の見える「地 域環境づくり」をしよう！	
	1 2	1 6	1 1	1 6	2 2	1 0	2 3	1 0
取組合計数	1 2	1 6	1 1	1 6	2 2	1 0	2 3	1 0
A：順調	5	8	2	3	1 2	6	1 1	4
B：おおむね 順調	2	2	6	8	1 0	4	1 1	6
C：やや順調で はない	1	0	1	3	0	0	1	0
D：順調ではな く改善が必要 である	1	0	1	1	0	0	0	0
E：実施してい ない	1	1	0	0	0	0	0	0
F：コロナの影 響で中止	2	5	1	1	0	0	0	0

白は地域福祉計画、黄色は地域福祉活動計画の達成状況（取組数）

【策定委員会での意見】

コロナの影響で
行えない取り組みは、
今後、工夫が
必要である！



災害時の
支え合いに対する
取り組みが進んで
いないのでは！

人が集まらない
状況が長く続き、
今後はどう復活させてい
くか大切だ！

下記の成果指標を見てみると、黄色の実績値は目標値を達成しておりおおむね順調です(図11)。それ以外は達成しておらず、次期計画においても引き続き達成に向けて取り組んでいく必要があります。

図11 第2期計画の成果指標まとめ

目標-施策	指標名	基準値 (H28)	目標値 (R4)	実績値 (R3)
基本目標1 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう!				
1-1	声かけ習慣への参加事業所数	24	65	82
1-2	老人クラブ会員数	1,058	1,120	883
1-3	特定健康診査の受診率	54	60	47
基本目標2 みんなでサポート「支え合い」のまちをつくろう!				
2-1	地域支え合いマップの作成数	18	54	20
	ボランティアバンク登録者数	180	2,000	2,245
2-2	学生ボランティアの参加者数	6	40	6
2-3	福祉避難所数	6	7	5
基本目標3 みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくろう!				
3-1	相談支援などの利用者数	45	70	101
3-2	専門機関などの連携件数	59	90	123
3-3	福祉サービス事業所との連携回数	16	18	21
基本目標4 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう!				
4-1	ボランティア養成講座開催件数	2	12	0
4-2	生活困窮者自立支援事業相談件数	69	100	231
	子どもの学習教室の利用人数	129	140	34
4-3	地域サロンの数	21	33	26

※ ■ は目標値を達成した指標

- ・地域の担い手が減っているな～
- ・学生の地域参加って難しいのか～
- ・人が集まれなくなって心配だ!



(3)現状と課題の整理

本市の地域福祉の現状と課題を以下に整理します。

【課題1】 減少した支え合いや地域活動の活性化

新型コロナウイルス感染症は、私たちの暮らしにおける、地域活動への参加や人との支え合い活動等に影響を与えたことが分かります。

この第3期計画ではICTなども活用した新たな地域活動や支え合いの形も模索しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した活動を活性化する必要があります。

▶課題1を設定する背景

- 総合計画アンケートにおいて、「住民が支え合って生活していると思うか？」の問いに対し、「そう思う」「やや思う」と回答した人の割合が5年前と比較して低下している。
- 市民アンケートで「地域活動に関して、新型コロナウイルス感染症の影響により変わったか？」の問いに対し、「影響を受けて減少した」と回答した人がいる。
- 市や社会福祉協議会の各施策において、新型コロナウイルス感染症の影響により実施出来なかった事業がある。

【課題2】 災害時の支え合いのしくみづくりの推進

全国各地で大規模な災害が起こっており、野々市市においても大雨等の災害により、いつ日常の生活が脅かされるか分からない状況です。

先の第2期計画において取り組みが遅れている、災害時の支え合いのしくみづくりについて、第3期計画では重点的に取り組む必要があります。

▶課題2を設定する背景

- 総合計画アンケートにおいて、「災害に対する備えが出来ているか？」の問いに対し、「そう思う」「やや思う」と回答した人の割合が5年前と比較して低下している。
- 第2期計画の評価において、基本目標2の「災害時の支え合いのしくみづくり」の取り組みが遅れている。

【課題3】 包括的な地域づくり・重層的な相談支援体制の構築

地域のニーズが多様化・複雑化していく中で、制度の枠組みにとらわれない地域生活課題の包括的な把握が必要となり、それに応じて全世代・全対象型の地域包括支援体制づくりが求められます。市と社会福祉協議会、市民等が共に連携し、相談支援体制づくりに努めていく必要があります。

➤ 課題3を設定する背景

- 市民アンケートにおいて、「どのような相談窓口であれば相談しやすいか」の問いに対し、「他の機関と連携し、適切な窓口を紹介してくれる」が一番多くなっている。
- 社会福祉法（第106条の3 平成30年4月施行）の改正により、包括的な支援体制の整備が明記されている。

【課題4】 地域福祉活動を支える人材育成

町内会役員や民生委員・児童委員、ボランティアなど、地域福祉活動には様々な人の主体的な参加が必要となります。継続した活動を実施していくためには、課題解決に効果的な活動の推進や、活動を担う人材を育成していく取り組みが必要となります。

➤ 課題4を設定する背景

- 市民アンケートにおいて、「地域活動における問題点は何と思うか」の問いに対し、「活動する人の確保が難しい」「中心となる人が高齢化している」との回答が上位となっている。
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画や障害者基本計画等において、福祉の人材不足が課題になっている。



3. 計画の内容

(1) 基本理念

第3期計画も第1期計画からの基本理念を引き継ぎ、市民と行政、社会福祉協議会等が協力して地域全体で地域福祉の向上に取り組んでいくことを目指します。

また、昨今の感染症や頻発する災害などの社会情勢を反映し、「安心」というキーワードを追加します。

基本理念

みんなで支え合い 声と心がつながる
元気で安心なまち ののいち

みんなで

野々市市に関わるすべての人の協働の精神を表します。

支え合い
声と心がつながる

「参加」「支え合い」「つながるしくみ」「地域環境づくり」に取り組むことを表します。

元気で安心なまち
ののいち

オール野々市で、元気で安心して暮らせるまちを目指します。

(2) 基本目標

基本理念を実現するため、第2期計画の「参加」「支え合い」「つながるしくみ」「地域環境づくり」を盛り込んだ基本目標を引き継ぎ、これまでの土台の上にさらに展開していくことを目指します。

① 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう!

すべての市民が関わり合えるまちづくりを進めるために、参加のきっかけや場をつくることで、参加しやすい地域づくりを進めます。また、子どもから高齢者まで、世代を超えた交流を通して、心も体も元気に暮らせるまちをつくります。

② みんなでサポート「支え合い」のまちをつくらう!

ボランティアの輪を広げ、大学や企業との連携を強化することにより、ひとり暮らし高齢者や子育て家庭など、日常生活でちょっとした支援を必要とする人たちを、地域で支え合うことのできるまちをつくります。また、災害などの緊急時においても地域で支え合うことのできるまちをつくります。

③ みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくらう!

市民の困りごとを発見し課題解決につなげていくために、地域の困りごとを適切な専門機関につなげるしくみを充実させます。また、多様化・複雑化する課題に対応できるように、行政の関係部局や専門機関との連携体制を構築します。

④ 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう!

地域福祉を進めるために、みんなが集う場づくりや人材育成、情報発信を推進します。また、すべての市民がそれぞれの個性や能力に応じて活躍できる共生の地域づくりを進めます。

(3) 計画の体系

基本目標1

市民としての
第一歩、
みんなで「参加」しよう!



1

いつでも誰でも
参加できる
まちをつくらう

- ① 声かけ・あいさつの促進
- ② 福祉意識・協働意識の向上

2

地域の活動に
参加しよう

- ① 多様な世代がつながる
交流の場や機会づくり
- ② 地域の団結・生きがいづ
くり

3

みんなで参加、
心と体を健康に
しよう

- ① 心の健康づくり
- ② 体の健康づくり

基本目標2

みんなでサポート
「支え合い」のまちを
つくろう!



1

地域で支え合う
しくみをつくらう

- ① 身近な地域における支え
合いのしくみづくり
- ② 地域ボランティアによる
支え合いのしくみづくり

2

大学や企業と
支え合うしくみを
つくらう

- ① 大学や企業と地域の
連携強化

3

支え合いで
安全・安心の
しくみをつくらう

- ① 安全・安心な暮らしの確保
- ② 災害時の支え合いの
しくみづくり

基本目標3

みんなが
「つながるしくみ」
安心のまちをつくらう!



1 みんながつながるしくみをつくらう

- ① 地域の困りごとを発見するしくみづくり
- ② 相談窓口の充実

2 専門的なサポート体制をつくらう

- ① 困難事例などへの対応の推進

3 みんなが安心できるネットワークをつくらう

- ① 同じ悩み・課題を抱える人のネットワークづくり
- ② 福祉サービス事業者の連携強化

基本目標4

声がきこえ、顔の見える
「地域環境づくり」
をしよう!



1 地域福祉を支える環境をつくらう

- ① 地域福祉を担う人材育成
- ② 地域情報の発信

2 みんなが活躍できる地域をつくらう

- ① みんなが活躍できる地域づくり
- ② 権利擁護の推進

3 みんなで集う場所をつくらう

- ① 地域拠点の有効活用
- ② 身近な地域で集える環境整備

(4) 計画を推進する上でのポイント

① 地域福祉分野でのICTの活用

ICT活用

市民アンケートにおいて、「地域活動における問題点は何と思うか」の問いに対し、「活動する人の確保が難しい」「中心となる人が高齢化している」「住民の関心が低い」「コロナにより地域活動が減っている」との回答が多くなっていることや、「仕事や学校で時間がない」と回答している人も多く、今後はICTを活用していくことがこれからの地域福祉には必要であると考えます。

町内会や民生委員・児童委員等のタブレットの活用を通して、支援が必要な人の見守りや相談体制の整備と、結ネットやYouTube等を通じた情報発信などを強化していきます。

【主な推進範囲】

② 活動における効果的な地域の範囲を検討

町内会

地区・小学校区

市全体

地域福祉を推進していく時には、活動の取組内容やサービス内容によって、**効果的な範囲**を考え進めていくことが大切です。

例えば、町内会で取り組む「地域支え合いマップ」は、自分たちの住んでいる町内会の課題に気付き、自ら解決方法を検討でき、住民同士の助け合いが生まれます。また、今まで市全域で行ってきた事業を、公民館や小学校などのより市民に身近な場所で行うことにより、市民が主体的に参加しやすくなります。

本計画の各施策が、どの範囲で行うことが効果的かを考えながら取り組む必要があります。

③ 包括的な地域づくり、重層的な相談支援体制づくり

本市においても8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、多様化・複雑化した課題が多くなっています。このような制度の狭間の問題は行政だけでは解決できるものではありません。行政、社会福祉協議会、市民、他の機関等と連携しながら、解決に向けた**包括的な地域づくり**の体制を構築していきます。

4. 施策の展開

基本目標1 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう!

基本施策1 いつでも誰でも参加できるまちをつくろう

日頃の声かけやあいさつを通して、地域のつながりを強くしていきましょう。

【主な推進範囲】

① 声かけ・あいさつの促進

町内会

地区・小学校区

市全体

市民・事業者の取り組み

- 隣近所、子ども、高齢者、ひとり暮らしの人などへの声かけやあいさつをしましょう。
- 子どもたちのあいさつの習慣を作りましょう。

市社協の取り組み

声かけ・あいさつ運動の推進

回覧板を活用した声かけ・あいさつを促進する。

市内の事業者に呼びかけ、あいさつの取り組みを促進する。

市の取り組み

あいさつ運動の推進

「愛と和 ののいち5万人あいさつ運動」を「ののいちっ子を育てる」市民会議と連携し、市全体で推進する。

市民の声「こんなことやってるよ!」

町内でゴミ出しや
散歩中などに
挨拶を
交わしている



「愛と和
ののいち5万人
あいさつ運動」に
参加している

② 福祉意識・協働意識の向上

市全体

市民・事業者の取り組み

- 福祉のことに関心を持ち、もっと知ることや様々な体験をしましょう。
- 身近な地域での福祉教育に取り組みましょう。

市社協の取り組み

福祉活動の啓発推進

市民、ボランティア、関係機関などが一堂に会する福祉のつどいや功労者の表彰式の開催などにより福祉活動の啓発を推進する。

福祉教育の推進

地域で暮らす高齢者や障害のある人との交流により、思いやりの心を持ってお互いに助け合うことの大切さを学ぶことができる研修などを開催する。

福祉体験事業の推進

児童・生徒の理解促進を図るために、障害のある人の講演やアイマスクや車イス体験、高齢者疑似体験などの福祉体験をコーディネートし、事業の推進に努める。

ボランティア活動を通じた福祉意識の育成支援

プルタブ、ベルマーク、書き損じハガキの回収などのボランティア活動を通して、福祉意識を向上できるような取り組みを推進する。

障害のある人に対する理解促進・啓発活動

「みんなで いっしょに」をテーマに、福祉事業者と連携し、障害のある人もない人も、みんなで支え合い、一緒に生活していけるよう啓発活動を実施する。

市の取り組み

児童・生徒のボランティア活動を通じた福祉意識の育成

プルタブ、ベルマーク、書き損じハガキの回収活動など、児童・生徒のボランティア活動を支援する。

総合的な学習の時間などを活用した福祉に関する教育の推進

学校・市・市社協の連携のもと、各小中学校において、特別支援学校との交流や高齢者疑似体験などを行い、福祉に関する教育を推進する。

基本施策2 地域の活動に参加しよう

町内会や子ども会などの行事に、転入者や若い世代の人たちを交えて、みんなに参加しましょう。

【主な推進範囲】

① 多様な世代がつながる交流の場や機会づくり

町内会

市全体

市民・事業者の取り組み

- 町内会や子ども会などの行事に、家族や近所で誘い合い、みんなに参加しましょう。
- 子どもから高齢者まで、みんなが参加できるイベントを企画しましょう。
- 転入者や若い世代が参加しやすい行事を工夫しましょう。

市社協の取り組み

ふれあい事業の推進

中学校、児童館・放課後児童クラブと連携し、ひとり暮らし高齢者などへの年賀状・暑中見舞いの送付などを通して、高齢者と子どもとの世代間交流を推進する。また、各種ボランティア団体などと協働し交流・ふれあいを目的としたイベント事業を推進する。

福祉協力園・福祉協力校の指定及び支援

児童・生徒ボランティア活動普及事業の指定を受けた市内の小・中・高校、保育園に対し、活動援助を行う。また、事業の周知を図り推進する。

ひとり暮らし高齢者生きがい交流事業

ひとり暮らし高齢者の閉じこもり防止や社会的孤立の解消を推進する。

市の取り組み

シルバー&チャイルドふれあい事業の実施

乳幼児や子育て世代と高齢者がふれあう世代間交流を促進する。また、オンライン等様々な方法により、交流の機会を増やす。

高齢者ふれあい事業への協力

児童・生徒がひとり暮らし高齢者などと交流する機会を確保していく。

コミュニティ・スクールを通じた地域との交流

地域住民が教育活動に参画することにより、児童・生徒と地域住民の交流を図る。

のっティを活用した地域の交流

市の公式マスコットののっティを活用して多様な世代が交流する機会を作る。

② 地域の団結・生きがいがづくり

市民・事業者の取り組み

- 地域住民で団結しましょう。
- サークル活動に参加しましょう。
- 老人クラブに参加して、生きがいを見つけましょう。

市社協の取り組み

老人クラブ連合会の活動支援

老人クラブ連合会が主体的に活動しやすいよう、各種事業や活動の支援を行い、高齢者の健康増進、交流を目的としている運動会の企画・運営を支援する。また、担い手確保のための支援を検討する。

市の取り組み

子育てサークルの活動支援

保護者同士の交流を促進し、子育て家庭の孤立を防ぐため、子育てサークルの活動を支援する。

市民活動団体の支援

市の課題に対して活動する様々な団体に対して、活動拠点の提供や情報提供等の支援を行う。

シルバー人材センターと連携した高齢者の就労支援

シルバー人材センターの活動を通して、高齢者が自分のスキルを活かし生きがいを持って生活できるよう支援する。

健康クラブ・老人クラブの活動支援

高齢者が活躍できる健康クラブや老人クラブの活動支援を行う。

市民の声「こんなことやってるよ！」

老人クラブに参加し、
会員の親睦・
生きがいに
取り組んでいる



町内会の行事に
参加して、
地域の人の顔を
知るようになっている

基本施策3 みんなで参加、心と体を健康にしよう

みんなで参加・交流することで、心も体も健康で元気な地域をつくりましょう。

【主な推進範囲】

① 心の健康づくり

市全体

市民・事業者の取り組み

- 身近な地域で相談できる関係をつくりましょう。
- ストレスを抱え込まず、上手に発散できるようにしましょう。

市社協の取り組み

心配ごとに関する相談支援

介護や福祉に関すること、家族の問題、仕事のことなど、様々な心配ごとの相談に対応できる相談事業を行う。

市の取り組み

ICT活用

こころの健康に関する普及・啓発の実施

「こころの健康教室」を開催し、こころの健康維持のための知識の普及啓発を行う。YouTubeなどを活用し誰もが視聴できる工夫を行う。

児童・生徒等の心のケア

ICT活用

児童・生徒に配布しているタブレット端末を活用し、児童・生徒自身が自分に合った相談窓口を知ることが出来るようになってきている。また、市教育センターやスクールカウンセラーにより、児童・生徒、保護者、教職員の抱える悩みや不安を受け止め、相談者の心のケアを行う。

自殺対策の推進

市内の街頭や図書館等で、自殺対策のグッズやパンフレット等を配布し、普及啓発を図る。LINEなどを活用した相談先を紹介するなど、相談できる環境を工夫する。

ICT活用

【主な推進範囲】

② 体の健康づくり

地区・小学校区

市全体

市民・事業者の取り組み

- 身近な地域で健康づくりに取り組みましょう。
- 健康診断を受け、自分の健康状態を把握しましょう。

市社協の取り組み

体の健康づくり支援

老人クラブ連合会や身体障害者福祉協議会などの健康増進に向けた取り組みを支援する。

市の取り組み

健診受診勧奨や健康教室の開催

特定健診の受診率を向上させるため、受診勧奨を実施する。健康づくり推進員の育成や、地域の実情に合わせた健康教室の開催を通して、地域の健康づくりを促進する。

食による健康づくりの推進

食生活に関する知識や実践方法の講義、実習を行い、食生活改善推進員を育成する。また、食生活改善推進員による健康教室を通して、食育を推進する。

老人クラブ「STAND UP301」運動の推進

生活習慣病を予防するため、老人クラブの30分に1回立ち上がる「STAND UP301」運動を支援し、市民に普及することにより、健康づくりを推進する。

介護予防の取り組みの推進

介護予防教室の開催、「ののいちおたっしゃ体操」の普及、広報による周知などを行い、介護予防を推進する。

市民の声「こんなことやってるよ！」

毎年健診を受けていて、
周りの人にも勧めている



月2回
いきいきサロンで
体操をしている

基本目標2 みんなでサポート「支え合い」のまちをつくらう！

基本施策1 地域で支え合うしくみをつくらう

ゴミ出しや除雪など、日常のちょっとした支え合いが気軽に行われる地域をつくりましょう。

【主な推進範囲】

① 身近な地域における支え合いのしくみづくり

町内会

市民・事業者の取り組み

- 隣近所での助け合いを大事にしましょう。
- 支え合いマップを作成・活用しましょう。

市社協の取り組み

ボランティアセンター機能強化

ボランティア活動をしたい人・お願いしたい人の多様化するニーズに対応し、コーディネートや交流会の開催などを行う。

地域支え合いマップづくりの作成支援

地域住民の支え合い関係を把握し活用することを目的として、地域支え合いマップづくりを促進する。これまでのノウハウを活かして作成を支援する。

町内会における支え合い活動の促進

町内会での課題解決に向け、地域とともに検討する。買い物支援やコミュニティカフェなど、必要に応じて支え合い活動を推進する。

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動などの周知を図り、市民から寄せられた募金からの配分事業を、民生委員やボランティア団体と協力して行うことで、地域の支え合い活動を推進する。

子ども食堂の活動支援

子ども食堂を運営している団体へフードドライブで集まった食品や情報等の提供支援を行う。

フードドライブの推進

フードドライブの周知を通し、余っている食料品を募り、子ども食堂団体や福祉事業者、生活に困窮している人などに提供する。

市の取り組み

町内会活動への支援

町内会活動に対して、補助金を交付し支援する。町内会に配布したタブレットを活用し、効果的な情報発信や交流の場を確保する。

地域支え合いマップづくりの促進と活用

市社協と協力し地域支え合いマップづくりの作成支援を行い、地域と共に発見された地域課題の解決を図る。

ICT活用

② 地域ボランティアによる支え合いのしくみづくり

市全体

市民・事業者の取り組み

- 身近なボランティア活動に参加しましょう。

市社協の取り組み

ボランティア団体の活動支援

ボランティア団体からの相談への対応や情報提供、連絡調整などの活動支援を行う。

ボランティア登録の推進

登録制度を市民や事業者などへ周知する。登録のきっかけとなる講座などの開催やボランティア情報の発信を行う。

ボランティア保険の加入促進

市内を拠点としているボランティア活動者へボランティア保険等の周知を図り、加入を促進する。

市の取り組み

NPO・ボランティアへの支援

地域の課題解決に取り組むNPO・ボランティア団体などの持続的・自立的な運営を支援するためのしくみを構築する。

ファミリー・サポート・センター事業の推進

子育ての支援を受けたい人と支援したい人をつなぎ、子育てを地域全体で行うために、事業の認知度を向上させ、会員を増やし活動を活性化させる。

家庭教育サポーターの育成

地域における子育て支援や身近な相談、情報提供などを担う家庭教育サポーターを育成する。

市民カウンセラーの養成

身近な人の悩みの傾聴や相談に応じることの出来る人材を養成する。

傾聴ボランティアの養成

高齢者を対象に、会話を通して孤独感の軽減を図る人材を養成する。

基本施策2 大学や企業と支え合うしくみをつくろう

市内に3つの大学があることや、様々な企業との協力関係があることから、連携を強化し一緒に取り組みましょう。

【主な推進範囲】

① 大学や企業と地域の連携強化

市全体

市民・事業者の取り組み

- 大学と地域との交流を深めましょう。
- 企業と地域との連携を深めましょう。

市社協の取り組み

大学や企業との連携強化

大学や企業と組織的な連携強化を図り、地域と大学や企業のコーディネートに努める。

学生ボランティアの活用

市社協が主催する事業、イベントにおいて学生ボランティアの参加促進を図る。また、活動の継続や活動の場の開拓を図る。

市の取り組み

大学連携事業の拡大

福祉や健康に関する分野を専門とする大学との事業連携を推進する。また、より利便性を追求するために大学と連携して継続的に研究していく。

企業との連携の推進

企業との連携を通してデジタル化の推進を図り、各事業に導入していく。

ICT活用

基本施策3 支え合いで安全・安心のしくみをつくろう

犯罪の防止や災害の被害を減らすための活動を推進しましょう。

【主な推進範囲】

① 安全・安心な暮らしの確保

町内会

市全体

市民・事業者の取り組み

- 地域の防犯活動に取り組みましょう。
- 家族や近所で安全・安心な地域について話し合いましょう。

市社協の取り組み

地域を守る意識づくり

地域住民一人ひとりが安全・安心のためにできることについて、広報・ホームページなどを活用して啓発する。

市の取り組み

地域の防犯活動の支援

防犯協会などの地域における自主的な防犯活動を支援する。

交通安全活動の支援

交通安全協会などの交通安全活動を支援する。また、高齢者の交通安全教室の実施や免許返納支援を通して、高齢者の交通事故防止を推進する。

消費者被害の防止

高齢者が主体的に消費者被害の防止に取り組むため、相互に見守り合うネットワークを構築・支援する。また、子育て世代には情報誌などで注意喚起や啓発を推進する。

市民の声「こんなことやってるよ！」

不審者や危険箇所を見つけたら、町内会や市役所に伝えるようにしている



ほっとHOTメールを登録し、防災情報を把握している

② 災害時の支え合いのしくみづくり

町内会

市全体

市民・事業者の取り組み

- 地域の防災活動に参加しましょう。
- 災害時に、地域で支え合えるよう訓練に参加しましょう。
- 災害に対する意識を高めましょう。

市社協の取り組み

災害ボランティア研修

災害ボランティアについての理解を深め、日頃から考える機会として、子どもから高齢者までが学べる研修やパネル展示などを開催しながら、学べる場を広めていく。

災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の開催と地域との連携

災害ボランティアセンターを迅速に設置し、運営するための訓練を行う。訓練を通して地域との連携を図る。

防災備品の充実・貸し出し

災害発生時に必要な防災備品を充実させ必要に応じて更新する。また、地域の防災活動のため、防災備品の貸し出しを行う。

各種団体との連携

災害発生時のスムーズな対応のため、関係する各種団体と役割や連携などを確認し、体制を整える。

市の取り組み

災害時の医療救護体制の維持

医療機関と連携し、「救命救急及び応急手当」の訓練を実施する。また、災害時には白山ののいち医師会との協定に基づき、迅速かつ的確に医療救護活動等を実施する。

災害時における要配慮者の把握

災害時に備えて、避難行動要支援者名簿を整備・更新し、関係機関と共有する。また、必要な人が登録するように普及啓発を行う。

個別避難計画作成のための町内会への支援

支援が必要な人が迅速に避難できるよう、個別避難計画の作成を支援する。

要配慮者の安全な避難場所の確保

市内の福祉施設等と連携して、必要な福祉避難所を確保する。

基本目標3 みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくらう！

基本施策1 みんながつながるしくみをつくらう

困った時に、いつでも気軽に相談でき、そこから解決につながるしくみをつくりましょう。

【主な推進範囲】

① 地域の困りごとを発見するしくみづくり

町内会

市全体

市民・事業者の取り組み

- 身近な相談相手をつくりましょう。
- 身近な地域で見守り活動の輪を広げましょう。

市社協の取り組み

民生委員児童委員協議会の活動支援

民生委員・児童委員同士の連携支援や各地区の自主的活動の支援を行う。

地域福祉推進員の活動支援

民生委員・児童委員と協力して地域のきめ細やかな見守り活動が展開されるよう、地域福祉推進員への活動支援を行う。また、民生委員・児童委員と合同での研修会の開催を支援する。

見守り体制の継続支援

民生委員・児童委員と行政・市社協との連携により、身近な立場から地域の困りごとを発見する。見守り体制を継続・充実する。

市の取り組み

ICT活用

民生委員児童委員協議会などへの活動支援

民生委員・児童委員や地域福祉推進員等に対し、活動支援、情報提供、活動費の補助を行う。タブレットを活用し働きながら活動ができる体制を整備し、持続可能な活動を支援していく。

地域見守りネットワーク事業の推進

孤立死や虐待等を防止するため、地域住民や事業者などによる日常的な見守り体制を充実させる。また、行方不明となる恐れのある高齢者について、捜索支援の事前登録を行う。

生活支援コーディネーターの活動推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域住民や関係機関等と連携して、地域で支え合うしくみづくりや活動を推進する。

② 相談窓口の充実

市全体

市民・事業者の取り組み

- 自分だけで悩まず相談しましょう。
- いろいろな相談窓口を把握し利用しましょう。

市社協の取り組み

各種相談機関との連携強化

民生委員・児童委員、地域福祉推進員、ののいちまちかどサポーター、地区ネットワーク会議などと連携し、相談内容に応じて、専門機関などへ適切につなげられるよう努める。また、心配ごと相談や在宅介護困りごと相談、障害のある人への相談支援などを推進し、市社協内の各種相談事業間の連携を図る。

市の取り組み

各種福祉相談業務の推進

高齢者、障害のある人、子育て家庭、生活に困窮している人などの各種福祉相談窓口の担当者は、研修への参加等により相談員の質の向上に努め、相談業務の充実を図る。また、相談内容に応じて、分野横断的に連携し、適切なサービスの提供や支援につなげる。

➔ 相談窓口一覧 裏表紙をご覧ください。

市民の声「こんなことやってるよ！」

まちかど
サポーターになって、
地域の人の相談に
のっている



困ったことは
自分だけで悩まず
相談している

基本施策2 専門的なサポート体制をつくろう

様々な機関・団体がつながり、地域だけでは解決できない問題などをサポートするネットワークをつくりましょう。

【主な推進範囲】

① 困難事例などへの対応の推進

市全体

市民・事業者の取り組み

●関係機関・団体との連携を強化していきましょう。

市社協の取り組み

ネットワークづくり支援

関係機関・団体の連携強化や、地域課題の発見・解決のためのネットワークづくりを支援し、状況に応じて専門機関などにつなげる。

市の取り組み

困難事例への対応

様々な困難事例に対応するため、関係機関や団体などと連携し、分野横断的に課題解決に取り組むことを推進する。市役所内では、課を越えた連携が図りやすい体制として多機関協働事業を整備し推進する。

気がかりな家庭などへの訪問事業の推進

支援が必要な家庭に対し、市職員や専門職などが訪問し、適切なサービスの提供につなげる。

障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援協議会と部会を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすための地域課題の発見・解決につなげる。

福祉分野を総合的に調整する部署の新設

複合的な課題を持った家庭やひきこもり、8050問題などの制度の狭間の課題などを調整する部署を新設し、連携・調整しやすい体制を整備する。

基本施策3 みんなが安心できるネットワークをつくろう

必要な人が、必要なときに、仲間や適切なサービスにつながりやすくするネットワークをつくりましょう。

【主な推進範囲】

① 同じ悩み・課題を抱える人のネットワークづくり

市全体

市民・事業者の取り組み

●同じ悩みや課題を抱える人同士のネットワークをつくりましょう。

市社協の取り組み

身体障害者福祉協議会の活動支援

身体障害者手帳を所持している人が、様々な支援制度などの情報交換や、悩みを共有できる活動を支援する。また、障害者スポーツ交流大会の企画・運営を支援する。併せて、担い手確保のための支援策を検討する。

母子会の活動支援

ひとり親が集い、支援制度などについての情報交換、悩みを共有できる場を提供する。

手をつなぐ育成会の活動支援

知的障害のある子どもを持つ親が、様々な支援制度などの情報交換をしたり、悩みを共有したりすることを目的とする活動を支援する。併せて、担い手確保に向けた取り組みを支援する。

市の取り組み

介護家族の支援

介護家族のニーズを把握し、支援制度の情報交換、悩みを共有する場の立ち上げなどの支援策を検討・実施する。

各障害者団体の活動支援

障害に対する正しい理解と協力を求めていくことを目的として、障害者団体の活動を支援する。

【主な推進範囲】

② 福祉サービス事業者の連携強化

市全体

市民・事業者の取り組み

- 福祉サービス事業者の連携を深めましょう。

市社協の取り組み

社会福祉法人・事業者との連携

社会福祉法人や福祉サービス事業者との情報共有や交流の機会を持ち、連携を強化する。また、社会福祉法人連絡会の公益的な取り組みを支援する。

市の取り組み

福祉サービス事業者間の情報交換の促進

福祉サービス事業者の抱える課題や、市の取り組み方針などについて情報共有し、相互に連携することで、地域福祉の推進を図る。

基本目標4 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう！

基本施策1 地域福祉を支える環境をつくろう

地域を支える人を増やしましょう。地域の情報をみんなで共有しましょう。

【主な推進範囲】

① 地域福祉を担う人材育成

市全体

市民・事業者の取り組み

- 身近な地域で人材を発掘しましょう。

市社協の取り組み

ボランティアの養成

ボランティアセンターにおいて、ボランティア養成講座を開催する。また、主体的にボランティア活動を行う人材を支援する。

ボランティアリーダーの養成

ボランティア団体の代表者を対象に、各種勉強会、情報交換、交流機会を提供する。新しいボランティア団体の代表者の参加を呼びかける。

市の取り組み

認知症サポーターの育成と活用

認知症サポーターの養成講座を開催する。また、認知症サポーターの連絡会を開催し、情報交換や情報共有の場を持つ。

手話奉仕員養成講座の開催

聴覚障害や手話について市民の理解を深めるとともに、日常会話程度の手話ができるボランティアを養成する。

市民カウンセラーの養成

身近な人の悩みの傾聴や相談に応じることの出来る人材を養成する。

傾聴ボランティアの養成

高齢者を対象に、会話を通して孤独感の軽減を図る人材を養成する。

② 地域情報の発信

市全体

市民・事業者の取り組み

- インターネットや広報などを活用して、活動内容をPRしましょう。
- 支援内容について情報発信しましょう。

市社協の取り組み

各種媒体を通じた地域情報の提供

広報「ののいち社会福祉」、ホームページなどを通じて地域福祉に関する情報提供や、あらゆる媒体を通じて地域情報の提供を行う。

情報バリアフリーの拡充

ユニバーサルデザインを意識した広報・ホームページの運用などを通して情報バリアフリーを推進する。

市の取り組み

各種媒体を通じた福祉サービスに関する情報提供

市ホームページ、「広報野々市」「高齢者あんしんガイドブック」「障害のある方の福祉制度のご案内」や、子育て家庭向けのガイドブックなどの各種媒体を通じ福祉サービスに関する情報提供を行う。

ICT活用

ICTを活用した情報発信

市ホームページ、結ネット、LINE、ほっとHOTメール、Facebook、YouTube、Instagramなどを活用し、多様な世代へ情報発信を行う。

市民の声「こんなことやってるよ！」

老人クラブで初めて会報誌を発行し、会員に活動内容を報告した



結ネットを活用して町内会の行事や、いろんな情報を発信している

基本施策2 みんなが活躍できる地域をつくろう

子ども・高齢者・障害のある人など、地域に暮らしている人のことを互いに理解し合い、みんなが暮らしやすい環境をつくりましょう。

【主な推進範囲】

① みんなが活躍できる地域づくり

市全体

市民・事業者の取り組み

- 子ども・高齢者・障害のある人などが共に活躍できる地域をつくりましょう。

市社協の取り組み

福祉サービス利用支援事業の強化

認知症や障害のある人など、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービス利用援助事業を強化する。

生活に困窮している人に対する相談支援

失業、身体的な理由などにより働けず、日常生活に困難を抱えているなど、生活に困窮している人に対し、関係機関と連携し、相談支援を行うとともに、必要に応じて住居確保給付金の支給や生活福祉資金貸付けなどを行う。

市の取り組み

障害のある人の雇用奨励

市内に居住する障害のある人を雇用する事業主に対し、奨励金を交付する。また、制度内容を関係団体の情報誌などに掲載し、周知を図る。

生活に困窮している人などの住宅に関する支援

生活に困窮する世帯で、一定の要件に該当する場合は、就労支援を行うと共に一定期間の住宅費を支給する。また、在宅介護の環境を整える世帯に対し、住宅改修の助成を行う。

生活に困窮している人などへの学習支援

生活保護世帯やひとり親家庭の子どもに対し学習支援を行う。

生活に困窮している人への就労支援

生活に困窮している人に対し、その能力に応じて就労支援を行い、社会で活躍できるよう支援する。

② 権利擁護の推進

市全体

市民・事業者の取り組み

- 権利擁護について学びましょう。

市社協の取り組み

権利擁護に関する情報提供

成年後見制度や福祉サービス利用支援事業などについて、窓口での紹介やパンフレットの設置などを通じて情報提供を行う。

市の取り組み

成年後見制度、権利擁護による尊厳の保持

成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の利用が必要と思われる人に対し、制度の説明や関係機関の紹介を行う。

虐待防止対策の推進

虐待防止に取り組むため、各種部会（高齢者、障害者、児童・DV）を開催する。また、相談件数の増加に対応するため、窓口機能の充実や関係機関、団体との連携体制を強化する。

基本施策3 みんなで集う場所をつくろう

公民館などの地域資源を活かしながら、地域みんながいつでも気軽に集うことができる環境をつくりましょう。

【主な推進範囲】

① 地域拠点の有効活用

町内会

地区・小学校区

市全体

市民・事業者の取り組み

●気軽に集える拠点場所の情報を知り、活用しましょう。

市社協の取り組み

4地区での公民館などの活用

公民館を拠点として組織化された各地区ネットワーク会議で、課題解決やイベント事業等を支援する。

市の取り組み

子育て支援センターの活用

子育て家庭が気軽に集うことができる場として様々な事業を展開することで、子育て家庭の交流の促進、相談、援助につなげる。また、子育て支援サービスを希望する保護者のニーズの把握を行う。

児童館の活用

子どもが気軽に集うことができる場として様々な事業を展開することで、健全な遊びを提供する。

公民館や集会所の活用

市民が気軽に集い、様々なサークル活動などを行う場として、公民館や集会場の活用を図る。また、公民館や図書館、市民活動センターなどが連携し、市内のにぎわいを創出する。

市民の声「こんなことやってるよ！」

集会場や
コミュニティカフェを活用し、
パソコン教室や
作品展示をしている



公民館などの施設で、
子ども食堂を
開催している

② 身近な地域で集える環境整備

【主な推進範囲】

町内会

市全体

市民・事業者の取り組み

- 誰もが利用しやすい地域拠点となるよう、ユニバーサルデザインを推進しよう。

市社協の取り組み

集う・通いの場の確保の推進

コミュニティカフェなど集う場づくりや運営、地域との連携について、地域の状況に合わせて支援する。

市の取り組み

集う・通いの場の充実

地域住民が主体となって運営される地域サロンやコミュニティカフェなどが多くの地域にできるように支援し、また、多くの住民が参加できるようにする。

集う・通いの場の環境整備

すべての町内会に集会所が設置されるよう支援するとともに、今ある集会所を維持していくための支援をする。また、公園や児童館に遊具などを整備し、子育て世代等が集まりやすいようにする工夫を行う。

バリアフリー化などによる環境の整備

歩道、公園、福祉施設、公共施設などにおける通路幅員の確保、段差解消、通路勾配の改善、ユニバーサルデザインの活用などを推進する。また、都市公園の遊具などの安全対策の徹底を図る。

5. 計画の推進体制と進捗管理

(1) 推進体制の整備

① 市の福祉施策の総合的な推進

市は地域福祉の推進にあたり、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく役割があります。さらに、複合的課題を抱えた世帯への支援を充実させるため、新たな部署を新設し、庁内の連携体制の強化をはかるとともに、地域で福祉活動を行う関係団体や、相談支援機関との連携や調整、市民と行政の協働によるネットワークづくりを行います。

② 市社会福祉協議会の機能の充実

市社協では、地域の福祉課題をいち早く把握するとともに、その課題解決に向けて、地域福祉事業や介護保険事業、ボランティアセンターの運営など、これまで取り組んできた経験と知識を生かした活動をより一層充実していく必要があります。そのためには、各地区での活動を支援する職員やボランティア活動推進のためのボランティアコーディネーターなど、社協に求められている機能を充実させていけるよう人材の確保や育成に取り組みます。

③ 市民・事業者との協働による推進体制の整備

市民や地域団体などが今後もより一層活発に活動できるように、事業者、NPOなどとも連携し、それぞれの担い手の特徴や能力についてコーディネートしながら「協働」により本計画を推進していきます。

④ 市・市社協の連携による推進体制の整備

市と市社協が連携・協働して本計画の事業の推進及び進捗管理を行います。また、本計画の推進にあたっては、庁内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局との連携・情報共有に努めます。



(2)進捗管理の方法

計画の進捗管理は、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に把握し評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）、PDCAサイクルを基本とします。

学識経験者・福祉関係団体などから構成される評価委員会において、基本施策の達成状況を毎年評価し、市・市社協で実施する具体的な取り組みの事業評価の結果と合わせて、翌年度の具体的な取り組みの内容を改善します。

また、計画期間の最終年度には計画全体の達成状況を評価し次期計画に反映します。

	計画の達成状況 の評価	基本施策の達成状況 の評価	具体的な取り組み の評価
目的	計画全体の達成状況を評価し、次期計画に反映する	基本施策の達成状況を評価し、具体的な取り組みの改善につなげる	評価委員会の結果を踏まえて、具体的な取り組みの実施方法を評価・改善する
評価主体	評価委員会		市・市社協
時期	5年後 (計画の見直しに合わせて)	毎年	
評価のレベル	計画全体	基本施策	具体的な取り組み

(3) 指標の設定

基本施策ごとに次のとおり指標を設定します。

① 市民としての第一歩、みんなで「参加」しよう!

基本 施策	指 標 名	基準値 (R3)	目標値 (R9)	単位
1	声かけ週間への参加事業者数	81	130	事業者
2	老人クラブ会員数	883	1,000	人
3	特定健康診査の受診率	47.4	60	%

② みんなでサポート「支え合い」のまちをつくらう!

基本 施策	指 標 名	基準値 (R3)	目標値 (R9)	単位
1	地域支え合いマップ作成町内会数	20	54	町内会
	ボランティア登録者数	2,229	2,600	人
2	学生ボランティア参加者数	7	27	人
3	災害時に支援の体制ができてい 町内会数	11	54	町内会

③ みんなが「つながるしくみ」安心のまちをつくらう!

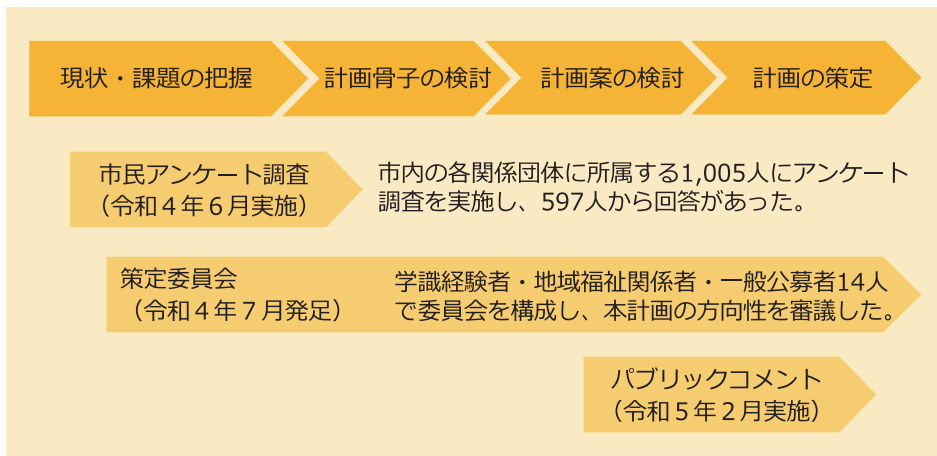
基本 施策	指 標 名	基準値 (R3)	目標値 (R9)	単位
1	相談支援などの利用者数	2,327	3,700	人
2	専門機関などとの連携件数	88	155	件
3	福祉サービス事業者との連携回数	26	48	回

④ 声がきこえ、顔の見える「地域環境づくり」をしよう!

基本 施策	指 標 名	基準値 (R3)	目標値 (R9)	単位
1	ボランティア養成講座開催回数	0	12	回
2	生活困窮者自立相談支援における プランに対する就職率	44.9	50	%
3	通いの場の数	39	46	箇所

6. 資料編

(1) 計画の策定経過



(2) 市民アンケートの概要

① 調査の目的

18歳以上の市民に「地域福祉」に対する考え方や、新型コロナウイルス感染症の影響等による生活上の変化などを聞くことにより、第3期計画策定のための基礎資料とした。

② 調査概要

- ・調査地域：野々市市全域
- ・調査対象者：野々市市在住の18歳以上の住民
- ・抽出方法：各関係団体へのアンケート協力依頼
- ・調査期間：令和4年6月1日～6月30日
- ・調査方法：各関係団体に郵送にて協力を依頼し、返信用封筒もしくは2次元バーコードで回答

※無作為抽出ではないため、あくまでも参考データとなります。

配布数	回収数	回収率
1,005	597	59.4%

(3) 計画策定委員名簿

区 分	氏 名	所属機関
委 員	内 慶瑞	金城大学 社会福祉学部
委 員	高橋 吉隆	野々市市身体障害者福祉協議会
委 員	清水うめ子	保育関係者
委 員	梶 美恵子	石川中央保健福祉センター
委 員	東 伸明	野々市市民生委員児童委員協議会
委 員	藤田 雅顕	野々市市連合町内会
委 員	徳野三知應	野々市市老人クラブ連合会
委 員	藤多 典子	野々市市ボランティア連絡協議会
委 員	村田明日香	石川県社会福祉協議会
委 員	新谷 由紀	野々市市富奥地区地域包括支援センター
委 員	橋 直	野々市市障害者基幹相談支援センター
委 員	橋浦佐和子	子育て支援センター菅原
公募委員	橋本 逸郎	
公募委員	豊島 真実	

【用語解説】

I C T	情報処理及び通信技術を総称する用語であり、情報通信技術と訳されます。
権 利 擁 護	障害のある人、高齢者、子どもなどの権利を守るとを言います。
子 ども 食 堂	子どもやその保護者などを対象に、無料または安価で食事を提供する活動のことです。当市では民間団体より自発的に運営されており、子どものみならず世代間交流や地域交流の場として増加しています。
子育て世代包括 支援センター →裏表紙参照	妊産婦や子どもの実情を把握するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を受け付け、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する機関（組織）のことです。
個別避難計画	高齢者や障害のある人など、災害時に自ら避難することが困難な人に対して、町内会で作成する避難支援の方法を示す計画のことです。
コミュニティ カ フ ェ	「コミュニティサロン」など、様々な呼ばれ方をされる“地域の人が集う場”のことを指します。市内でも各地で開催されています。
コミュニティ ス ク ール	学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組み、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組みのことです。市内7か所の小中学校で始まっています。
障害者基幹相談 支援センター →裏表紙参照	市内にお住まいの障害のある人やその家族が、地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、障害福祉サービス事業所等との支援の調整を行う障害に関する総合相談窓口です。
STAND UP 3 0 1 運 動	市老人クラブ連合会が中心となり、健康増進・介護予防を目的に、30分に1回は立ち上がることを心掛ける取り組みです。
地域支え合い マ ッ プ	住民相互の支え合いの状況などを地図におとし、地域の現状が見えることで、自分たちの住んでいる地域の課題に気がきます。その課題を解決するために話し合い、住みよい地域を目指す手法のことです。
地 域 サ ロ ン	地域の集会場などで地域住民が集まり、体力維持の体操や団らんを楽しみます。ののいちおたっしゃ体操を実施しているサロンが多くあります。
地域福祉推進員	身近な近所付き合いなど負担のない範囲での見守り活動を通して、民生委員・児童委員に協力するボランティアの方々です。

地域包括支援センター →裏表紙参照	介護・医療・保健・福祉の側面から高齢者を支える総合相談窓口です。市内には3カ所あり地区分担を行っています。
フードドライブ	各家庭で使いきれない未使用食品を持ち寄り、子ども食堂や困窮している人、地域の福祉事業者・団体などに寄贈する活動です。
ののいちおたっしや体操	介護予防の運動として、野々市市が専門家の指導のもとつくった簡単な体操のことです。
ののいち自立生活サポートセンター →裏表紙参照	生活に困窮している人等に対して、就労の支援や家計の見直し等を行うことで、自立生活に向けた支援を行います。市社会福祉協議会が行っています。
ののいちまちかどサポーター	第1期計画において市民が中心となって始まった取り組みで、講座を受けた市民が、生活の中でさりげなく市民の困りごとに気付き、必要な相談窓口につなぐ活動のことです。
8050問題	80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えている状況を言い、背景にあるのは子どものひきこもりです。こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ちいかなくなるケースが増えています
避難行動要支援者名簿	災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害のある人等を、避難行動要支援者名簿として取りまとめ、町内会や民生委員等と共有しています。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、市民の相談に応じ必要な支援につなぐ役割を担っています。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものことを言います。

困った時の相談窓口一覧

困った時は下記の相談窓口にご相談してください。



相談内容	相談窓口	電話番号	住所
子育てに関すること	子育て世代包括支援センター ●妊娠・出産・発育・発達に関する相談 (保健センター)	248-3511	三納3-128
	●育児全般に関する相談 (子育て支援センター菅原)	248-4634	菅原町8-33
介護や介護予防に関すること	地域包括支援センター ◆本町地区 ◆富奥地区 ◆郷・押野地区	246-8005 248-7676 294-6547	菅原町1-13 新庄2-14 蓮花寺町1-1
障害福祉に関すること	障害者基幹相談支援センター (ときわ病院敷地内)	080-8693-0108	中林4-120
生活困窮に関すること	ののいち自立生活サポートセンター (社会福祉協議会内)	248-8210	本町5-18-5
健康に関すること	健康推進課	248-3511	三納3-128
地域福祉全般に関すること	福祉総務課	227-6061	三納1-1
	野々市市社会福祉協議会	246-0112	本町5-18-5
その他	野々市市役所	227-6000 (代表)	三納1-1

発行 野々市市 野々市市社会福祉協議会

野々市市 健康福祉部

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6061

Fax 076-227-6251

E-mail: fukushi@city.nonoichi.lg.jp

社会福祉法人 野々市市社会福祉協議会

〒921-8815 野々市市本町五丁目18番5号

電話 076-246-0112

Fax 076-246-0169

E-mail: nosyakyo@royal.ocn.ne.jp